

令和3年度 北区認証保育所等 保育料補助制度のご案内

北区では保育を必要とするお子さんが東京都認証保育所等を利用している場合、保護者の方に、認可保育園を利用した場合に支払う保育料との差額に応じて補助を行っています。

幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、無償化対象世帯は無償化給付額に保育料補助を上乗せして交付します。

補助対象の条件

すべての条件に該当する方が補助の対象になります。

- ▶ 児童が平成27年4月2日以降の生まれであること
(令和3年4月1日現在の年齢が6歳未満であること)
- ▶ 児童と保護者が北区内に在住していること
- ▶ 保護者が、東京都認証保育所、家庭福祉員又は地方自治体から公費による補助を受けている認可外保育施設と160時間以上の月極利用契約をしていること
(認可保育所等、企業主導型保育事業施設及びその他の認可外保育施設は補助対象外)
- ▶ 認可保育所等と二重に在籍していないこと(認可保育所等の利用と併用していないこと)
- ▶ 保護者が認証保育所等に支払う保育料と、認可保育所を利用した場合に支払う保育料の差額が生じること(0~2歳児のお子さんのみ)
- ▶ 児童が補助交付申請対象月の初日に東京都認証保育所等に在籍していること
(月途中から在籍の場合はその月は補助対象外)
- ▶ 保育を必要とする以下の理由のいずれかに、父母ともに該当すること
(補助期間については、いずれか短い方の期間となる)

保育を必要とする理由	補助期間(最大)	備考
就労(月48時間以上)	雇用更新の期間満了まで	※1, 2
妊娠・出産	5か月(予定月をはさんで産前2か月から産後2か月)	
保護者の疾病、障害	診断書や手帳の有効期限まで	※1
同居親族等の介護・看護	付添、送迎、介護・看護を要しなくなるまで	
災害復旧	災害の復旧が終了するまで	
求職活動	3か月	※2, 3
就学・職業訓練	就学・職業訓練の予定期間が満了するまで	※1
虐待やDVのおそれがあること	虐待やDVのおそれがなくなるまで	
補助対象児童の育児休業取得中	職場復帰した月の前月から補助対象	
補助対象児童以外のお子さんの育児休業取得中	育児休業を取得しているお子さんが満2歳に達する年度末まで	

※1 期間の定めがない場合は、お子さんが満6歳に達する年度末までとします。

※2 外国籍の方で在留資格により就労が認められていない場合、就労・求職を理由に補助申請することはできません。

※3 保育を必要とする理由が変更となった場合は、その月から3か月を限度とします。

申請方法及び交付手続きについて

<令和3年度申請及び交付時期>

交付回	申請の受付期間	交付対象月	交付時期
第1回	令和3年4月1日～6月10日	4月～6月分	8月下旬
第2回	令和3年7月1日～9月10日	7月～9月分	11月下旬
第3回	令和3年10月1日～12月10日	10月～12月分	2月下旬
第4回	令和4年1月4日～3月10日	1月～3月分	5月下旬

<申請時の必要書類>

交付回	申請書	保育を必要とする理由の確認書類	課税（非課税）証明書	在留カード
初回申請	○	○	△※1	△※2
2回目以降	○	△※3	△※1	×

- ※1 申請者が、申請する現年（令和3年）または前年（令和2年）の1月1日に北区外に住所がある場合は、それぞれの年度の課税・非課税証明書の添付が必要です。海外に住所がある場合は、それぞれの年度の年間収入報告書の添付が必要です。
- ※2 外国籍の方の場合は、在留カード（外国籍の同居者全員分の表面と裏面のコピー）の添付が必要です。
- ※3 雇用更新等、2回目以降に書類が必要な方は個別にご案内します。

<保育を必要とする理由の確認書類>

3か月以内に認可保育所等の申し込みや無償化の手続き等で保育の必要性の認定を受けた方は、本制度の確認は不要です。

保育を必要とする理由	必要書類（①、②は両方ご提出ください。）	備考
就労（会社勤めの方）	◇ 就労証明書	※1
就労（自営業の方）	① 就労証明書 ② 自営業をしていることが客観的にわかる資料 （青色申告決算書の写し、法人税申告書の写し、会社の登記簿の写し（履歴事項全部証明書）、営業許可書、事務所や店舗の賃貸契約書、報酬が分かるもの、請負契約書など	※1
妊娠・出産	◇ 母子手帳の表紙と出産予定日のページの写し	
保護者の疾病、障害	◇ 保育を必要とすることが明記されている診断書 ◇ 障害者手帳の写し	
同居親族等の介護・看護	① 看護・介護状況申告書 ② 看護・介護状況が明記されている診断書等	
災害復旧	◇ り災証明書等	
求職活動	—	
就学・職業訓練	◇ 在学（在籍）証明書	
虐待やDVのおそれがある	◇ 虐待やDVの状況が客観的にわかる資料	
補助対象児童以外のお子さんの育児休業取得中	① 就労証明書 ② 育児休業期間証明書	

- ※1 利用しているお子さんの育児休業取得中の場合、職場復帰証明書も必要となります。

<申請及び交付の注意事項>

- 申請者は、保護者（施設との契約者）となります。
- 各証明書は証明年月日から3か月以内のものをご提出ください。
- 申請書類等は保育課私立保育園係に郵送するか、窓口（北区役所第1庁舎2階2番）にお持ちください。
- 申請書は北区公式ホームページからもダウンロードできます。
- 補助金の申請は3か月ごとに行ってください。申請書の提出が受付期間に間に合わなかった場合は、次回にまとめて交付します。ただし、前年度の申請は受付できません。
- 申請書は、1回につき1枚提出してください。
- 交付月中旬頃に申請者宛てに交付決定通知書を送付し、交付金額と振込予定日をお知らせします。
- 3か月ごとに申請内容や在籍状況を確認し、補助金の交付要件を審査します。
- 振込口座は、申請者と同一名義の口座のみの取り扱いとなりますのでご了承ください。
- 父母（ひとり親含む）ともに区民税が非課税の場合、同居親族（お子さんの祖父母、曾祖父母または兄弟等）のうち、最多収入者の課税状況を含めて保育料補助額を決定します。
- 無償化以外のその他補助制度との併用申請はできません。
- 補助金は、施設に対して保育料の支払状況を照会し、納付が確認できた場合に交付します。未納がある場合には、当該月分を除外した額を交付します。
- 偽りその他の事情により過払いとなった補助金は、判明次第返還していただきます。
- 振込口座や振込額等に関するお問合せは申請者以外の方にはお答えできません。
- 補助額の算定に当たり、申請者と同一世帯にいらっしゃる方の所得や課税状況を確認させていただきますので、ご了承ください。

幼児教育・保育の無償化について（国制度）

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化は、認証保育所等を利用する一部のお子さんも無償化の対象となります。

<表1 無償化対象世帯及び支給上限額>

年齢／クラス	無償化対象世帯	支給上限額
0～2歳児	保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯	42,000円
3～5歳児	保育の必要性の認定を受けた全ての世帯	37,000円

- ※1 無償化の対象費用は保育料のみです。実費負担分（食費・おやつ代）は対象外です。
- ※2 当該月の認証保育所等の保育料が支給上限額に満たないときは、当該月の認証保育所保育料と同額を給付します。
- ※3 保育の必要性の認定を受けるには、別途手続きが必要になります。
支給額の請求も、別途手続きが必要になります。



月額交付上限額（0～2歳児）

<差額補助>

現在利用している認証保育所等の保育料と、6ページの認可保育園の保育料基準額表から求めた保育料との差額を上限額まで交付します。

<表2 交付上限額>

保育料算定区分	無償化支給額【a】	補助額【b】	交付額【a+b】
住民税非課税世帯 (保育料算定区分：A・B階層)	42,000円	25,000円	67,000円
住民税課税世帯 (保育料算定区分：C～D26階層)		67,000円	67,000円

※1 月極保育料（食事・おやつ代込み）に延長料金は含みません。

※2 認証保育所等の保育料は、月160時間以上220時間までの月極利用料です。

※3 認証保育所等と月220時間より長い保育時間契約をされている場合は、利用している保育園の220時間の契約料金を上限として補助額を決定します。

※4 当該月の認証保育所等の保育料が交付上限額に満たないときは、当該月の認証保育所保育料と同額を交付します。

例1 住民税課税世帯（無償化対象外世帯）のお子さん

- ① 認証保育所等の保育料が72,000円、
認可保育園の保育料が34,200円（第1子、D15）の場合
補助額は、 $72,000円 - 34,200円 =$ 月額37,800円
- ② 認証保育所等の保育料が72,000円、
認可保育園の保育料が1,550円（第2子、D2）の場合
差額は、 $72,000円 - 1,550円 =$ 70,450円
差額が補助上限額を上回るため、補助額は 月額67,000円

例2 住民税非課税世帯（無償化対象世帯）のお子さん

- ① 認証保育所等の保育料が72,000円の場合【交付上限額を上回る】
【a】42,000円 + 【b】25,000円 ⇒ 【a+b】月額67,000円
- ② 認証保育所等の保育料が57,500円の場合【交付上限額を下回る】
【a】42,000円 + 【b】15,500円 ⇒ 【a+b】月額57,500円
(認証保育所等の保育料 - 無償化支給額)
- ③ 認証保育所等の保育料が40,000円の場合【無償化給付上限額を下回る】
【a】40,000円 + 【b】食費・おやつ代 ⇒ 【a+b】月額_____円
(認証保育所等の保育料) (認証保育所等の保育料 - 無償化支給額)

※【b】の補助額には、食事・おやつ代を含みます。

なお、③は食費・おやつ代のみ補助の対象となるため、申請が必要です。

上記の食費・おやつ代が5,000円の場合、交付額は45,000円となります。

月額交付上限額（3～5歳児）

〈定額補助〉

現在利用している認証保育所等の保育料の同額を補助金額とします（上限額 57,000 円）

〈表3 交付上限額〉

対象	無償化支給額 【a】	補助額 【b】	交付額 【a+b】
全ての世帯	37,000 円	20,000 円	57,000 円

※1 当該月の認証保育所等の保育料が交付上限額に満たないときは、当該月の認証保育所保育料と同額を交付します。なお、交付額の内訳は無償化支給額を優先とします。（下記例参照）

例3 全ての世帯のお子さん

- ① 認証保育所等の保育料が 72,000 円の場合【交付上限額を上回る】
【a】 37,000 円 + 【b】 20,000 円 ⇒ 【a+b】 月額 57,000 円
- ② 認証保育所等の保育料が 43,500 円の場合【交付上限額を下回る】
【a】 37,000 円 + 【b】 6,500 円 ⇒ 【a+b】 月額 43,500 円
(認証保育所等の保育料－無償化支給額)
- ③ 認証保育所等の保育料が 32,500 円の場合【無償化給付上限額を下回る】
【a】 32,500 円 + 【b】 食費・おやつ代 ⇒ 【a+b】 月額 _____ 円
(認証保育所等の保育料) (認証保育所等の保育料－無償化支給額)

※【b】の補助額には、食事・おやつ代を含みます。

なお、③は食費・おやつ代のみ補助の対象となるため、申請が必要です。

上記の食費・おやつ代が 5,000 円の場合、交付額は 37,500 円となります。

認可保育園の保育料の算定方法

各世帯（父母合算）の住民税の所得割額等に応じて、認可保育園に通われた場合の保育料を算定します。所得割額を求める際には以下の点に注意してください。

- 令和3年4月から令和3年8月までの認可保育園の保育料は、令和2年度の住民税（平成31年1月1日～令和元年12月31日の収入）により決定します。
- 令和3年9月から令和4年3月までの認可保育園の保育料は、令和3年度の住民税（令和2年1月1日～令和2年12月31日の収入）により決定します。
- 調整控除のみ税額控除の適用があり、住宅借入金控除や寄付控除等については税額控除の適用がありません。
- 住民税の所得割額については回答できません。特別区民税の特別徴収額の決定通知書、又は納税通知書等でご確認ください。

詳しくは「令和3年度 保育利用案内（P25）」をご確認ください。



認可保育園の保育料基準額表

(単位：円)

住民税などの状況			0～2歳クラス	
階層区分	階層区分の定義	第1子	第2子	
A	生活保護世帯	0	0	
B	区民税非課税世帯	0	0	
C	区民税均等割のみ世帯	1,900	950	
D1	区市町村 民税所得割額	44,600円未満	2,400	1,200
D2		44,600円～45,600円未満	3,100	1,550
D3		45,600円～47,400円未満	6,700	3,350
D4		47,400円～55,800円未満	8,300	4,150
D5		55,800円～63,600円未満	9,400	4,700
D6		63,600円～81,600円未満	15,400	7,700
D7		81,600円～99,600円未満	19,100	9,550
D8		99,600円～117,600円未満	21,500	10,750
D9		117,600円～135,600円未満	23,600	11,800
D10		135,600円～153,600円未満	25,500	12,750
D11		153,600円～180,600円未満	27,500	13,750
D12		180,600円～206,700円未満	29,200	14,600
D13		206,700円～228,300円未満	31,000	15,500
D14		228,300円～249,900円未満	32,500	16,250
D15		249,900円～271,500円未満	34,200	17,100
D16		271,500円～293,100円未満	35,700	17,850
D17		293,100円～314,200円未満	37,200	18,600
D18		314,200円～328,600円未満	38,500	19,250
D19		328,600円～343,000円未満	40,000	20,000
D20		343,000円～413,200円未満	43,400	21,700
D21		413,200円～467,200円未満	48,900	24,450
D22	467,200円～521,200円未満	53,700	26,850	
D23	521,200円～689,600円未満	57,500	28,750	
D24	689,600円～889,600円未満	62,000	31,000	
D25	889,600円～1,289,600円未満	62,500	31,250	
D26	1,289,600円以上	63,000	31,500	

※ 生計を一にする子どもの年齢に係わらず、第2子は半額、第3子以降は無償となります。

－ 問合せ及び申請先 －

北区教育委員会事務局

子ども未来部保育課私立保育園係（第1庁舎2階2番）

〒114-8508

北区王子本町 1-15-22

TEL：03-3908-1333

